

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 二
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 四
- 保安林の指定の解除 (同) 四
- 保安林の指定施業要件の変更(二件) (同) 四
- 道路の区域変更(三件) (道路課) 五
- 道路の供用開始 (同) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (震災復興推進課) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八

告 示

○宮城県告示第六百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団健育会登米ひまわり訪問看護ステーション	宮城県登米市迫町佐沼字八幡一丁目八一	平成三十一年四月一日
訪問看護ステーションのぞみ杜の丘	宮城県大和町杜の丘二丁目十五番九	平成三十一年四月一日
なごみ歯科仙台	仙台市青葉区中央二丁目七十三番九 ル百六	令和元年五月一日
あやめ薬局	大崎市古川駅前大通五丁目三番二十三 二号	令和元年七月一日
大代ヘルスマート薬局	多賀城市大代五丁目四十八	令和元年七月一日
すがわら内科クリニック	気仙沼市松崎壹百二十一三	令和元年七月一日
あすか薬局	遠田郡涌谷町下道六十四	令和元年七月一日
いしがきみみはなのびくりにック	東松島市矢本字上河戸八十一一	令和元年七月一日
柴田薬局	柴田郡柴田町槻木下町二八一一	令和元年七月一日
大崎西部クリニック	大崎市古川新堀字東田三十五	令和元年七月一日
医療法人社団さくら有郷堂板橋眼科医院	岩沼市桜四一六十六	令和元年七月一日
わくや整形外科	遠田郡涌谷町字下道二一	令和元年七月一日
ルミル薬局 名取店	名取市愛の杜二一五	令和元年七月一日
館山歯科クリニック	伊具郡丸森町大館一一二三	令和元年七月一日
有限会社 斎藤薬局	石巻市蛇田字新埴寺百九十一五	平成二十九年九月一日

医療法人有朋会かさま歯科医院	栗原市若柳字川南南大通八十七	令和元年七月一日
大坂医院	登米市中田町石森字駒牽二百四十一	令和元年七月二十九日
医療法人社団 内方医院	刈田郡蔵王町宮司長三十二	平成二十八年一月一日
有限会社 阿部薬局	石巻市千石町六一十一	平成二十七年十二月二十一日

○宮城県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
コミュニティクリニック 上桜木	富谷市上桜木二一三―四	令和元年五月七日
みみ・はな・のび小泉ク リニック	亘理郡亘理町字新町五十九―六	令和元年五月十四日
白石歯科休日診療所	白石市大手町一―白石市健康センター 内二階	平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
-----	--------	-------------	-------

佐々木 智	ささき鍼灸接骨院	大崎市鹿島台平渡字新屋敷下四	令和元年七月十二日
羽田 憲弘	KEIROO宮城野中央 ステーション	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口東三一八 コロボカルチャール百一號	令和元年七月十二日
下村 修一	KEIROO宮城野中央 ステーション	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口東三一八 コロボカルチャール百一號	令和元年七月十二日
伊藤 由香	まごころマッサージ治療 院	仙台市宮城野区宮千代二一三一十一 渡正ビル百一號	令和元年七月十二日
佐々木 晶	ささき接骨院	多賀城市留ヶ谷三一二十一―十七	令和元年七月十二日

○宮城県告示第六百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇九〇〇九四五	介護の杜 多賀城市中央一丁目九番十 五号エステート多賀城二〇 七号室	株式会社NARITA	令和元年五月一日
○四七二四〇〇八六〇	SOS介護 亘理郡亘理町逢隈中泉字大 原百六十七番地の一	東北センコー運輸株式会 社	令和元年六月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六二二九〇〇五七	リハビリ訪問看護ステーション ぱうむ 柴田郡大河原町大谷字町向 二百十一番地三	合同会社ハビリスヴァー ム	令和元年六月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
-----------	-------------	--------	-------

○四七二五〇二六九〇	ブルーミングケア大崎福浦三番二号	株式会社幸	令和元年五月一日
○四七二〇三〇一九	あゆみ野デイサービス石巻市あゆみ野二丁目十四番地一	あい吉眺福祉株式会社	令和元年六月一日
○四七二一三〇二〇九一	特定非営利活動法人虹の駅 栗原市志波姫南堀口七十番地	特定非営利活動法人虹の駅	令和元年六月十五日

四 特定施設入居者生活介護

○四七二一五〇二七〇八	介護付き有料老人ホーム和笑の家 大崎市古川大幡字新田八十一番地	有限会社穂乃香	令和元年五月一日
-------------	------------------------------------	---------	----------

○宮城県告示第六百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年八月二日

一 介護予防訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四六二二九〇〇五七	リハビリ訪問看護ステーションばうむ 柴田郡大河原町大谷字町向二百十一番地三	合同会社ハビリスヴァーム	令和元年六月一日
------------	--	--------------	----------

二 介護予防特定施設入居者生活介護

○四七一五〇二七〇八	介護付き有料老人ホーム和笑の家 大崎市古川大幡字新田八十一番地	有限会社穂乃香	令和元年五月一日
------------	------------------------------------	---------	----------

○宮城県告示第六百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和元年八月二日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七三三〇〇〇四九	ばんぶさん介護センターへルパーステーション女川 牡鹿郡女川町浦宿浜字門前二十九番地一	ばんぶさん株式会社	令和元年六月三十日
------------	---	-----------	-----------

二 通所介護

○四七二七〇一〇七七	デイサービスけあふる大和 黒川郡大和町落合檜和田字西原十七番地	有限会社ケアオフィス	令和元年五月三十一日
------------	------------------------------------	------------	------------

○宮城県告示第六百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四二二四〇〇四一八	事業所の名称及び所在地 ライフケア県南ありのまま舍ケアセンター 巨理郡巨理町字旧館六十一番七	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護・重度訪問介護	設置者名 社会福祉法人ありのまま舍	指定年月日 令和元年八月一日
------------	--	------------------------------	----------------------	-------------------

○宮城県告示第六百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二一一〇〇二四一	事業所の名称及び所在地 ふあいん 岩沼市中央三丁目二 番地三森川ビル二階	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名 株式会社ひよ こ会	廃止年月日 令和元年七月 三十一日
就労移行支援				

○宮城県告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

一 気仙沼市唐桑町欠浜一五四の二から一五四の四まで

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字西田八の六

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

- (一) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜吉岡線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
宮城県利府町加瀬字新川原一五番二地先から 同郡同町加瀬字新町頭四番一地先まで		前	後	二〇・〇	一九・七	七四・二	三六七・五
		後	前	三三二・九	三三二・九	三六七・五	三六七・五

○宮城県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
名取市牛野字内海一九八番一地先から 同市杉ヶ袋字尻田村二九番地先まで		前	後	一三・〇	一三・〇	四六・〇	二、二二一・〇
		後	前	—	—	—	—

○宮城県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 杉ヶ袋増田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
名取市杉ヶ袋字横手五一番一地先から 同市美田園五丁目三〇番先まで		前	後	一七・〇	一七・〇	四六・〇	一、一七五・六	
		後	前	—	—	—	—	

○宮城県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜吉岡線	宮城県利府町加瀬字新川原一五番二地先から同郡同町加瀬字新町頭四番一地先まで	令和元年八月二日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 石巻南浜津波復興祈念公園中核的施設展示制作業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和二年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県石巻市南浜町二丁目一番五十六号他 全五百三十九筆
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 平成二十一年四月一日以降に業務が完了し、申請書の受付期限の日までに引渡し完了した、国又は地方公共団体等発注の社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）で規定する博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設のうち、常設展示面積千平方メートル以上の展示制作（改修を含む）業務を元請として実施した実績を有すること。ただし、美術館、動物園、植物園、水族館、文学館等の展示制作（改修を含む）等、本業務に類似していると認められない業務は実績に含まないものとする。
 - 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所 登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班

(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三三
五)へ令和元年八月十三日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送による入札書の提出場所及び問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県震災復興・企画部震災復興推進課第一班(電話〇二二一二二一四四三三)

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年八月二十日(火)から令和元年八月二十七日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 令和元年九月五日(木)午前九時から令和元年九月十日(火)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 (一)に同じ

ロ 場所 1に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、4の開札日時に開札場所へ提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

4 開札の日時及び場所

令和元年九月十一日(水)午前十時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁舎十八階 一八〇二会議室
四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする

ので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法
(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s)/Service(s) to be Procured : Production of exhibition for core facility of the Ishinomaki Minamihama Tsunami Memorial Park (one project)
- 2 Contract Period : From day after contract settlement to March 31, 2020
- 3 Places of Implementation : 2-1-56, Minamihama-cho, Ishinomaki, Miyagi and other locations (all 539 lots)
- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : September 11, 2019, 10 : 00 a.m. (Wed) Meeting Room 1802, Miyagi Prefectural Government Building, 18th Floor
- 5 Deadline for Bid Submission (by mail) : September 10, 2019, 5 : 00 p.m. (Tue)
- 6 Time and Place for Bid Selection : September 11, 2019, 10 : 00 a.m. (Wed) Meeting Room 1802, Miyagi Prefectural Government Building, 18th Floor
- 7 Contact Information : Reconstruction Promotion Section 1, Earthquake Disaster Restoration Promotion Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN
Tel.: 022-211-2443

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年八月二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 柴田郡大河原町金ヶ瀬字原百四番一、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番一、百十一番一、百十二番一、百十三番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 柴田郡大河原町字新南十九
 大河原町